

(独) 労働者健康福祉機構 第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標(案)・中期計画(案)の新旧対照表

第2期中期目標期間の前文	第3期中期目標期間の前文(案)
<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定により独立行政法人労働者健康福祉機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定める。 平成21年2月27日 厚生労働大臣 舩添 要一</p> <p>前文 働く人の健康と安全の確保は労働政策の最も重要な課題の1つである。事業活動の生産性や効率性を追求するあまり、労働者の安全や健康確保のための対応に適正を欠くことがあってはならないし、働く人自身も自ら安全衛生や健康確保に積極的に取り組むことが重要である。</p> <p>しかし、我が国の労働災害による被災者は長期的に減少傾向にあるものの平成19年にはなお55万人の労働者が被災し、特に重大災害(一度に3人以上の労働者が死傷する災害)の発生件数は増加傾向にある。職業性疾病についても、化学物質等による職業性疾病の発生も後を絶たない中、石綿による健康被害等の今後の増加が見込まれている。</p> <p>また、産業構造や就業構造の変化などに伴い、定期健康診断結果の有所見率が上昇し、およそ2人に1人が有所見という状況にあり、自らの仕事や職業生活において強い不安、悩み、ストレスがあると労働者の割合は約6割に上っている。これらを背景に、労災補償の面では、脳・心臓疾患事案やうつ病など精神障害等事案が大幅に増加している。さらに、将来の健康状態について不安を抱いている労働者が8割を超えているほか、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病等については、その治療のために職業生活を中断したり、療養後も職場復帰を断念せざるを得ない場合が出てくることについても不安が広がっている。加えて、現下の厳しい経済情勢の下、企業倒産による賃金の支払いを受けられない労働者が急増している。</p> <p>このような中、今後見込まれる高齢化、人口減少社会において、社会の活力の維持を図るためには、働く人の健康を守り職業生活を支えることが労働政策の大きな課題であり、労働者の確保、労働災害の発生の予防等の観点から、「労働災害防止計画」「健康日本21」「新健康フロンティア戦略」等を踏まえ、労災疾病等への適切な対応としての労災医療の提供はもとより、労災疾病等の予防や被災労働者の早期職場復帰の促進、職場における産業保健活動の着実な実施による労働者の健康の確保と増進を図ることが求められている。さらには、職業性疾病を含めたがん、脳卒中、急性心筋梗塞等の脳・心臓疾患、糖尿病等への適切な対応による労働者の健康確保、メンタルヘルス不調者等を含め就労が継続可能となる治療体系の確立、医療の視点から行う療養後の職場復帰支援等をはじめとした疾病の治療と職業生活の両立支援が求められている。加えて、未払賃金の立替払事業の迅速かつ適正な運営も求められている。</p> <p>独立行政法人労働者健康福祉機構(以下「機構」という。)は、労災病院、産業保健推進センター等の施設の運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする法人であり、国の労働政策の一翼を担う実施機関としてその担う事業の適切かつ効率的な推進により労働者の健康と福祉の増進に寄与することが期待される。</p> <p>また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)(以下「整理合理化計画」という。)及び「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」(平成19年12月21日)(以下「勧告の方向性」という。)を受けた検討を行う必要がある。特に、独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「研究所」という。)との統合を予定しており、統合後において、統合メリットを発揮しつつ更に質の高い業務が実施できるよう、事務及び事業の見直しについて検討を求める。</p> <p>以上のことを踏まえ、機構の中期目標は、以下のとおりとする。</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定により独立行政法人労働者健康福祉機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定める。 平成26年〇月〇日 厚生労働大臣 田村 憲久</p> <p>前文 働く人の健康と安全の確保は労働政策の最も重要な課題の1つである。事業活動の生産性や効率性を追求するあまり、労働者の安全や健康確保のための対応に適正を欠くことがあってはならないし、働く人自身も自ら安全衛生や健康確保に積極的に取り組むことが重要である。</p> <p>しかし、我が国の労働災害による被災者は長期的に減少傾向にあるものの、平成24年にはなお約54万人の労働者が被災し、労働災害による死亡者数、休業4日以上死傷者数はいずれも前年比で増加しており、職業性疾病についても、化学物質等による職業性疾病の発生が後を絶たない中、石綿による健康被害等の今後の増加が見込まれている。</p> <p>労働者の健康面については、定期健康診断での有所見率が、平成24年には52.7%と半数を超え、特に脳・心臓疾患につながる血中脂質、血圧等に係る有所見率が増加傾向にある。</p> <p>また、精神障害等による労災補償の支給決定件数が増加傾向にあるなど、働く人々の職場環境は引き続き厳しい状況にあるとともに、少子高齢化やこれに伴う就業者数の減少が見込まれる中で労働者が健康を管理しつつ就労を継続することの重要性が高まっており、過労死予防対策等の予防医療に加えて労働者への治療と就労の両立支援を行うことが重要となってきている。</p> <p>加えて、経済情勢は緩やかな回復傾向にあるものの、企業倒産により賃金の支払いを受けられない労働者が依然として多数存在することから、再就労までの生活基盤として重要な役割を果たしている未払賃金の立替払事業の迅速かつ適正な運営も求められている。</p> <p>このような状況の下、独立行政法人労働者健康福祉機構(以下「機構」という。)は、労災病院、産業保健総合支援センター(仮称。以下同じ。)等の施設の運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与するため、事業の適切かつ効率的な推進が期待される。</p> <p>さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)及び「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」(平成25年12月16日)を受けた検討を行う必要がある。特に、独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「研究所」という。)との統合を予定しており、統合後において、統合メリットを発揮しつつ更に質の高い業務が実施できるよう、事務及び事業の見直しについて検討を行う必要がある。</p> <p>以上のことを踏まえ、機構の中期目標は、以下のとおりとする。</p>

(独) 労働者健康福祉機構 第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標(案)・中期計画(案)の新旧対照表

第2期中期目標	第3期中期目標(案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)
<p>第1 中期目標の期間</p> <p>平成21年4月から平成26年3月までの5年とする。</p> <p>なお、研究所との統合が行われた場合、機構の中期目標期間は、統合後の法人の中期目標期間に引き継がれるものとする。</p> <p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>II 各業務において取り組むべき事項</p> <p>1 労災疾病等に係る研究開発の推進等</p> <p>(1) 労災疾病等に係る臨床研究の着実な実施</p> <p>加えて、密接に関連する研究所の労働災害の予防、労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防等に関する総合的な調査・研究業務と連携を図るとともに、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう一体的な実施について検討すること。</p> <p>II 各業務において取り組むべき事項</p> <p>1 労災疾病等に係る研究開発の推進等</p> <p>(2) 研究成果の積極的な普及及び活用の推進</p> <p>また、密接に関連する研究所の労働災害の予防、労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防等に関する総合的な調査・研究業務と連携を図るとともに、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう効果的・効率的な普及について検討すること。</p> <p>II 各業務において取り組むべき事項</p> <p>4 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施</p> <p>さらに、研究所との統合に向けて、研究所の調査・研究についての関係者に対する情報提供等について検討すること。</p>	<p>第1 中期目標の期間</p> <p>平成26年4月から平成31年3月までの5年とする。</p> <p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>I 研究所の業務との一体的実施</p> <p>機構の業務と密接に関連する研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる体制を構築するとの観点から、組織・業務の在り方について検討すること。</p> <p>その際、成果の効果的・効率的な普及についても検討すること。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>II 各業務において取り組むべき事項</p> <p>1 労災疾病等に係る研究開発の推進等</p> <p>(1) 労災疾病等に係る臨床研究の着実な実施</p> <p>オ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「研究所」という。)の労働災害の予防、労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防等に関する総合的な調査・研究業務と連携を図るとともに、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう一体的な実施についての検討を行う。</p> <p>II 各業務において取り組むべき事項</p> <p>1 労災疾病等に係る研究開発の推進等</p> <p>(2) 研究成果の積極的な普及及び活用の推進</p> <p>オ 研究所の労働災害の予防、労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防等に関する総合的な調査・研究業務と連携を図るとともに、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう効果的・効率的な普及について検討する。</p> <p>II 各業務において取り組むべき事項</p> <p>4 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施</p> <p>イ 産業保健に関する情報の提供その他の援助</p> <p>(ウ) 研究所との統合に向けて、研究所の調査・研究についての関係者に対する情報提供等について検討する。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>I 研究所の業務との一体的実施</p> <p>機構の業務と密接に関連する研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる体制を構築するとの観点から、組織・業務の在り方について検討する。</p> <p>その際、成果の効果的・効率的な普及についても検討する。</p>

(独) 労働者健康福祉機構 第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標(案)・中期計画(案)の新旧対照表

第2期中期目標	第3期中期目標(案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)
<p>I すべての業務に共通して取り組むべき事項</p> <p>業績評価の実施、事業実績の公表等</p> <p>業績評価を実施し業務運営へ反映させるとともに、業績評価の結果や機構の業務内容を積極的に公表し、業務の質及び透明性の向上を図ること。</p>	<p>II すべての業務に共通して取り組むべき事項</p> <p>業績評価を実施し業務運営へ反映させるとともに、業績評価の結果や機構の業務内容を積極的に公表し、業務の質及び透明性の向上を図ること。</p>	<p>I すべての業務に共通して取り組むべき事項</p> <p>業績評価の実施、事業実績の公表等</p> <p>(1) 外部有識者による業績評価委員会を年2回開催し、事業ごとに事前・事後評価を行い、業務運営に反映させる。また、業績評価結果については、インターネットの利用その他の方法により公表する。</p> <p>(2) 毎年度、決算終了後速やかに事業実績等をインターネットの利用その他の方法により公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。</p>	<p>II すべての業務に共通して取り組むべき事項</p> <p>(1) 業績評価の実施 外部有識者による業績評価委員会を年2回開催し、事業ごとに事前・事後評価を行い、業務運営に反映させる。また、業績評価結果については、インターネットの利用その他の方法により公表する。</p> <p>(2) 事業実績の公表等 毎年度、決算終了後速やかに事業実績等をインターネットの利用その他の方法により公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。</p>
<p>II 各業務において取り組むべき事項</p> <p>1 労災疾病等に係る研究開発の推進等</p> <p>(1) 労災疾病等に係る臨床研究の着実な実施</p> <p>第1期中期目標において取り上げた、依然として多くの労働災害が発生している疾病、又は産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病である13分野の課題は引き続き重要</p>	<p>III 労働者の業務上疾病等に係る予防・治療・職場復帰の業務として取り組むべき事項</p> <p>「すべての労働者が安心して働ける社会の実現」のため、①事業場における疾病予防を含めた労働者の健康確保への支援(産業保健・予防医療)、②疾病への適切な治療の提供(労災医療)、③円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援(職場復帰支援・両立支援)の各分野において、適切なサービスが提供可能な体制を構築し、労働者の業務上疾病等に係る予防・治療・職場復帰を一貫して実施すること。</p> <p>このため、以下の取組を行うこと。</p> <p>1 労災疾病等に係る研究開発の推進等</p> <p>(1) 労災疾病等に係る研究開発の推進</p> <p>第2期中期目標において取り上げた13分野の課題については、労働災害の発生状況や行政のニーズを踏まえ、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、時宜に応じた研究に取り組むために、以下に掲げる</p>	<p>II 各業務において取り組むべき事項</p> <p>1 労災疾病等に係る研究開発の推進等</p> <p>(1) 労災疾病等に係る臨床研究の着実な実施</p> <p>中期目標に示された13分野ごとに別紙1のとおり研究テーマを定め労災疾病等に係るモデル医療やモデル予防法の研究・開発、普及を着実に実施するため次のとおり取り組む。</p> <p>ア 中期目標に示された13分野の労災疾病等</p>	<p>III 労働者の業務上疾病等に係る予防・治療・職場復帰の業務として取り組むべき事項</p> <p>「すべての労働者が安心して働ける社会の実現」のため、①事業場における疾病予防を含めた労働者の健康確保への支援(産業保健・予防医療)、②疾病への適切な治療の提供(労災医療)、③円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援(職場復帰支援・両立支援)の各分野において、適切なサービスが提供可能な体制を構築し、労働者の業務上疾病等に係る予防・治療・職場復帰を一貫して実施する。</p> <p>このため、以下の取組を行う。</p> <p>1 労災疾病等に係る研究開発の推進等</p> <p>(1) 労災疾病等に係る研究開発の推進</p> <p>中期目標に示された3分野については、次のとおり取り組む。</p> <p>① 労災疾病等の原因と診断・治療</p>

(独) 労働者健康福祉機構 第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標(案)・中期計画(案)の新旧対照表

第2期中期目標	第3期中期目標(案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)
<p>な課題であることから、これら分野について労災疾病に係るモデル医療やモデル予防法の研究・開発を引き続き行うこと。</p> <p>特に、昨今の労働災害の動向や職場のニーズを踏まえ、かつ労働災害防止計画等に照らし、「アスベスト関連疾患」、「勤労者のメンタルヘルス」、「業務の過重負荷による脳・心臓疾患(過労死)」及び「化学物質の曝露による産業中毒」の分野を最重点分野とし、これら分野に資源を重点的に配分すること等により、時宜に合った研究成果をあげるよう取り組むこと。</p> <p>2 勤労者医療の中核的役割の推進 (2) 勤労者に対する過労死予防等の推進</p> <p>勤労者の健康確保、労災疾病の防止を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理等を推進することとし、中期目標期間中、勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ76万人以上(※1)、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ11万人以上(※2)、講習会を延べ1万2千人以上、勤労女性に対する保健師による生活指導を延べ2万人以上(※3)実施すること。</p> <p>また、これらの実施に当たっては、実施時間帯の設定に配慮する等利便性の向上も図ること。</p> <p>さらに、指導や相談実施後、利用者へのアンケートを行い、参加者の80%以上から有用であった旨の評価を得ること。</p> <p>加えて、指導や相談の結果の分析を行い、産業保健推進センターで行う研修等に活かすこと。</p> <p>(※参考1：平成16年度から平成19年度までの平均121,705人×5年間の25%増) (※参考2：平成16年度から平成19年度までの平均17,634人×5年間の25%増) (※参考3：平成16年度から平成19年度までの平均3,288人×5年間の25%増)</p>	<p><u>研究分野に再編することとし、当該分野についての研究を行うこと。</u></p> <p>① <u>労災疾病等の原因と診断・治療</u> ② <u>労働者の健康支援</u> ③ <u>労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化</u></p> <p>また、<u>勤労者に対する過労死予防等の対策が効率的・効果的に推進されるよう、相談・指導の事例を集積すること等により予防法・指導法の開発、普及について検討を行うこと。</u></p>	<p>に係るモデル医療やモデル予防法の研究・開発を引き続き実施するため、平成21年度中に13分野ごとに新たな臨床研究・開発、普及計画を作成し、これに基づいて労災疾病等13分野臨床医学研究を推進する。</p> <p>2 勤労者医療の中核的役割の推進 (2) 勤労者に対する過労死予防等の推進</p> <p>勤労者に対する過労死・メンタルヘルス不調予防等の推進に関して示された中期目標を達成するため、次のような取組を行う。</p> <p>ア 労働安全衛生関係機関との連携や、予防関連学会等からの最新の予防法の情報収集等により、指導・相談の質の向上を図る。</p> <p>イ 勤労者の利便性の向上を図るため、指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮する。</p> <p>ウ 利用者の満足度調査を毎年度実施し、その結果を指導・相談内容に反映させることにより、質の向上を図る。</p> <p>エ メンタルヘルス不調者への職場復帰支援体制を整備する。</p> <p>オ 指導や相談の結果分析を行い、産業保健推進センターで行う研修等において活用する。</p>	<p><u>被災労働者の早期の職場復帰を促進するため、労災疾病等の原因と診断・治療に関する研究・開発に取り組む。</u></p> <p>② <u>労働者の健康支援</u> <u>就労年齢の延長に伴い基礎疾患を有する労働者が増加する中で、労働能力や疾病増悪リスク、復職を視野においた支援や治療方針の選択等労働者の健康支援のための研究・開発に取り組む。</u></p> <p>③ <u>労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化</u> <u>迅速・適正な労災保険給付に資する研究・開発に取り組む。</u></p> <p>(2) <u>過労死等の予防法・指導法の調査研究の推進</u> <u>過労死予防対策等の指導の実践により、指導事例等を集積し、予防法・指導法の分析、検証、開発を行い、産業保健総合支援センター(仮称。以下同じ。)等を介し、事業場への普及啓発を行う。</u> <u>また、予防法・指導法の開発については、45件行う。</u></p>

(独) 労働者健康福祉機構 第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標(案)・中期計画(案)の新旧対照表

第2期中期目標	第3期中期目標(案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)
<p>1 労災疾病等に係る研究開発の推進等</p> <p>(1) 労災疾病等に係る臨床研究の着実な実施</p> <p>なお、研究の推進に当たっては、労災疾病等に係る研究を効果的かつ効率的に実施する観点から、現行1研究センターにつき1分野として13研究センターを設置している分散型の研究体制について、平成21年度末までに診療実績や労災患者数、専門医等研究スタッフの配置状況等を勘案した集約化を検討し、その結果を踏まえ必要な見直しを行うこと。</p> <p>さらに、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例の集積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関である国立病院等からも症例データを収集することができるような連携体制の構築を図ること。</p> <p>(2) 研究成果の積極的な普及及び活用の推進</p>	<p>(2) 研究体制の見直し</p> <p><u>研究支援体制の整備(研究データ収集を行う事務補助スタッフの確保等)、病職歴データベースの整備・活用等に取り組むこと。</u></p> <p>(削除)</p> <p>また、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例の集積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集することができるような連携体制の構築を引き続き行うこと。</p> <p>(3) 研究成果の積極的な普及及び活用の推進</p>	<p>イ 中期目標において最重点分野とされた「アスベスト関連疾患」、「勤労者のメンタルヘルス」、「業務の過重負荷による脳・心臓疾患(過労死)」及び「化学物質の曝露による産業中毒」の分野並びに「職場復帰のためのリハビリテーション及び勤労者の罹患率の高い疾病の治療と職業の両立支援」の分野については、必要に応じて専任の研究者を配置するとともに、機構本部の研究支援体制を強化する等研究環境の整備充実を図る。</p> <p>ウ 労災疾病等に係る研究を効果的かつ効率的に実施する観点から、現行1研究センターにつき1分野として13研究センターを設置している分散型の研究体制について、平成21年度末までに診療実績や労災患者数、専門医等研究スタッフの配置状況及び研究開発等を勘案して見直し案を策定する。</p> <p>エ 労災疾病等に係る研究開発の推進を図るため、労災指定医療機関である国立病院等からも症例データを収集することができるような連携体制の構築を図る。</p> <p>(2) 研究成果の積極的な普及及び活用の推進</p>	<p>(3) 研究体制の見直し</p> <p>ア 研究部門の充実</p> <p><u>総括研究ディレクターの補佐及び病院研究者への助言、指導等のサポートを行うため、専門分野のコーディネーターを確保する。</u></p> <p><u>また、研究者が所属する労災病院に研究データの収集等を行う補助者を確保するなど、医師等研究者の負担軽減を図る。</u></p> <p>イ 病職歴データベースの整備・活用等</p> <p><u>病職歴データベースについては、労災疾病等医学研究で活用を進めるとともに、行政課題、政策医療への活用等の観点も踏まえ、健診を通じた未病者のデータ収集を行う等の改善策について検討する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(4) 症例データ収集のための連携体制の構築</p> <p>労災疾病等に係る研究開発の推進を図るため、労災病院のみならず国立病院や大学病院等の労災指定医療機関からも共同研究者等として研究への参画を勧奨することにより、幅広く症例データの収集ができる連携体制の構築を図る。</p> <p>(5) 研究成果の積極的な普及及び活用の推進</p>

(独) 労働者健康福祉機構 第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標(案)・中期計画(案)の新旧対照表

第2期中期目標	第3期中期目標(案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)
<p>研究開発された労災疾病等に係るモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用を促進するため、本部、労災病院、産業保健推進センター等の有機的連携により、労災指定医療機関、産業保健関係者等に対し研修等を通じて、積極的な情報の発信及び医療現場、作業現場等への定着を図ること。</p>	<p><u>労災病院グループ等のネットワークの活用により研究開発された労災疾病等に係るモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用については、学会での発表、ホームページ上やマスメディアを通じて広く労災指定医療機関、産業保健関係者等に積極的に情報発信できる体制整備について検討を行うこと。</u></p>	<p>研究開発された労災疾病等に係るモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用を促進するため、次のとおり取り組む。</p> <p>ア 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、中期目標期間の最終年度において、アクセス件数を20万件以上(参考：平成19年度実績130,638件)得る。</p> <p>イ 労災病院の医師等に対してモデル医療等に係る指導育成の教育研修を実施する。</p> <p>ウ 中期目標期間中に、日本職業・災害医学会等国内外の関連学会において、13分野の研究・開発テーマに関し、分野ごとに国外2件以上、国内10件以上の学会発表を行う。</p> <p>エ 労災病院と産業保健推進センターが協働し、労災指定医療機関、産業保健関係者等に対する研修等を実施する。</p> <p>キ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成20年10月31日内閣総理大臣決定)を踏まえ、外部委員を含む研究評価委員</p>	<p>研究開発された労災疾病等に係るモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用を促進するため、次のとおり取り組む。</p> <p>ア <u>ホームページによる情報の発信</u> 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、中期目標期間の最終年度において、アクセス件数を20万件以上(※)得る。 <u>【※：平成16年度から平成24年度までの実績(平均)217,670件】</u></p> <p>イ 労災病院の医師等に対する教育研修 労災病院の医師等に対してモデル医療等に係る指導育成の教育研修を実施する。</p> <p>ウ <u>労災疾病等研究成果の学会発表</u> 中期目標期間中に、日本職業・災害医学会等国内外の関連学会において、<u>労災疾病等研究・開発テーマに関し、1テーマ当たり国外7件以上(※1)、国内45件以上(※2)の学会発表を行う。</u> <u>【※1：平成16年度から平成24年度までの1テーマ当たり実績(平均)1.4件×5年間】</u> <u>【※2：平成16年度から平成24年度までの1テーマ当たり実績(平均)8.6件×5年間】</u></p> <p>エ 研修会等の開催 労災病院と産業保健総合支援センターが協働し、労災指定医療機関、産業保健関係者等に対する研修等を実施する。</p> <p>オ <u>研究計画、研究成果評価の実施</u> 「国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成24年12月6日内閣総理大臣決定)を踏まえ、外部委員を含む研究評</p>

(独) 労働者健康福祉機構 第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標(案)・中期計画(案)の新旧対照表

第2期中期目標	第3期中期目標(案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)
<p>2 労働者医療の中核的役割の推進</p> <p>(1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等 労働者医療の中核的役割の推進のために、上記「1」の研究開発と併せ、以下のとおり着実に取り組むこと。</p> <p>ア 労災疾病に関する医療については、他の医療機関では症例がない等により対応が困難なものもあることから、労災病院において、これまで蓄積された医学的知見を基に最新の研究成果を踏まえて、高度・専門的な医療を提供するとともに、その質の向上を図ること。特に、アスベスト関連疾患や化学物質の曝露による産業中毒等、一般的に診断が困難な労災疾病については積極的に対応すること。</p> <p>さらに、近年、大規模労働災害が増加していることを踏まえ、かかる場合における緊急な対応を速やかに行えるようにすること。</p>	<p>2 労働者医療の中核的役割の推進</p> <p>(1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等 労働者医療の中核的役割の推進のために、以下のとおり着実に取り組むこと。</p> <p>ア 労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供 労災疾病に関する医療については、他の医療機関では症例がない等により対応が困難なものもあることから、労災病院において、これまで蓄積された医学的知見を基に最新の研究成果を踏まえて、高度・専門的な医療を提供するとともに、その質の向上を図ること。特に、アスベスト関連疾患や化学物質の曝露による産業中毒等、一般的に診断が困難な労災疾病については積極的に対応すること。</p> <p>イ 大規模労働災害等への対応 <u>国の政策医療を担う病院グループとして、大規模労働災害をはじめとした災害や新型インフルエンザなど公衆衛生上重大な危害が発生した場合に適切に対処するため、緊急な対応を速やかに行えるようにすること。</u></p>	<p>会を開催し、各研究テーマの事前評価を行い、以降毎年度、中間・事後評価を行うことで、その結果を研究計画の改善に反映させる。</p> <p>2 労働者医療の中核的役割の推進</p> <p>(1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等</p> <p>ア 労災病院においては、次のような取組により、労災疾病に関する医療について、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的な医療を提供するとともに、労働者の疾病と職業生活の両立支援を図り、その質の向上を図る。 また、労働者医療を継続的、安定的に支えるため、基盤となる4疾病5事業等の診療機能を充実させ、地域の中核医療機関を目指す。</p> <p>(ア) それぞれの研究分野の専門医からなる検討委員会にて策定した分野ごとの臨床評価指標により、医療の質に関する自己評価を行う。</p> <p>(イ) 研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践し、症例検討会等で評価を行うとともに、その結果をフィードバックし研究に反映させる。</p> <p>(エ) メディカルソーシャルワーカー等を活用し、労働者の治療を受けながらの就労の継続、療養後又は療養中の円滑な職場復帰を図ることについて、具体的な試行を行い、その成果等を活かして国の政策等との連携を図る。</p> <p>(オ) 大規模労働災害に備えて、緊急対応が行えるよう災害対策医療チームを直ちに編成できる危機管理マニュアルを整備する。</p>	<p>価委員会を開催し、各研究テーマの事前評価を行い、以降毎年度、中間・事後評価を行うことで、その結果を研究計画の改善に反映させる。</p> <p>2 労働者医療の中核的役割の推進</p> <p>(1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等</p> <p>労災病院においては、次のような取組により、労災疾病に関して、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的な医療を提供するとともに、早期の職場復帰、労働者の疾病と職業生活の両立支援を図り、その質の向上を図る。</p> <p>ア <u>臨床評価指標の公表</u> 外部委員等で構成される「医療の質の評価等に関する検討委員会」で策定した臨床評価指標を、ホームページ等において公表する。</p> <p>イ <u>モデル医療の実践</u> 研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践し、症例検討会等で普及を行うとともに、その結果をフィードバックし研究に反映させる。</p> <p>ウ <u>社会復帰の促進</u> メディカルソーシャルワーカー等が、患者に対して、社会復帰に関する相談を受けるなどの支援を行うことにより、社会復帰の向上に努める。</p> <p>エ <u>大規模労働災害等への対応</u> 国の政策医療を担う病院グループとして、大規模労働災害をはじめとした災害や新型インフルエンザなど公衆衛生上重大な危害が発生した場合に備えて、緊急対応が速やかに行えるよう適宜危機管理マニュアル</p>

(独) 労働者健康福祉機構 第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標(案)・中期計画(案)の新旧対照表

第2期中期目標	第3期中期目標(案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)
<p>2 勤労者医療の中核的役割の推進 (5) 行政機関等への貢献 国が設置している検討会、委員会等への参加要請に協力するとともに、迅速・適正な労災認定に係る意見書の作成等を通じて行政活動に協力すること。</p> <p>また、労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、速やかに行政機関に提供し、政策立案等との連携を深めること。</p> <p>さらに、アスベスト関連疾患に対して、引き続き、健診、相談、診療に対応するとともに、医療機関に対する診断技術の普及、向上に積極的に対応すること。</p> <p>1 労災疾病等に係る研究開発の推進等 (1) 労災疾病等に係る臨床研究の着実な実施</p>	<p>(2) 行政機関等への貢献 国が設置している検討会、委員会等への参加要請に協力するとともに、迅速・適正な労災認定に係る意見書の作成等を行い、行政活動に協力すること。</p> <p>また、労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、速やかに行政機関に提供し、政策立案等との連携を深めること。</p> <p>さらに、アスベスト関連疾患に対して、引き続き、健診、相談、診療に対応するとともに、医療機関に対する診断技術の普及、向上に積極的に対応すること。</p> <p>3 円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進等 (1) 円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の</p>	<p>2 勤労者医療の中核的役割の推進 (5) 行政機関等への貢献 ア 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、国が設置する委員会への参加情報提供等により、行政機関に協力する。</p> <p>イ 労災認定に係る意見書等の作成については、複数の診療科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど適切かつ迅速に対応する。</p> <p>ウ 労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、政策立案等との連携を深めるため、速やかに行政機関に提供する。</p> <p>エ 今後、増加が予想されるアスベスト関連疾患に対応するため、労災指定医療機関等の医師を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催する。</p> <p>オ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。</p> <p>1 労災疾病等に係る研究開発の推進等</p>	<p><u>ルの見直しを行う。</u></p> <p>(2) 行政機関等への貢献 ア 国が設置する委員会等への参画 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、国が設置する委員会等への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。</p> <p>イ 労災認定に係る医学的意見書への取組 労災認定に係る意見書の作成については、複数の診療科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど適切かつ迅速に対応するとともに、特に専門的な知見を要する事案については、<u>労災病院のネットワークを活かして対応する。</u></p> <p>ウ 医学的知見の提供 労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、政策立案等との連携を深めるため、速やかに行政機関に提供する。</p> <p>エ <u>アスベスト関連疾患への対応</u> 今後、増加が予想されるアスベスト関連疾患に対応するため、<u>診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応するとともに、労災指定医療機関等の医師を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催する。また、労災認定、救済認定に必要な肺内の石綿小体計測及び石綿繊維計測について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受け入れを図る。</u></p> <p>オ <u>うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力</u> 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。</p> <p>3 円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進等 (1) 円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の</p>

(独) 労働者健康福祉機構 第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標(案)・中期計画(案)の新旧対照表

第2期中期目標	第3期中期目標(案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)
<p>また、これまで労災病院で培われた労災疾病等に関する症例、知見、技術、職業と疾病との関連性に係る情報等を活かしつつ、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病等の勤労者が罹患することの多い疾病も含め、就労の継続が可能な治療と療養後における医療の視点から行う円滑な職場復帰を支える疾病の治療と職業生活の両立を図るモデル医療及び労働者個人の特性と就労形態や職場環境等との関係等についての研究開発を分野横断的に行うこととし、この研究にも資源を重点的に配分して研究環境の整備充実を図ること。</p> <p>2 勤労者医療の中核的役割の推進</p> <p>(1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等</p> <p>特に、労災病院等においては、勤労者医療の中核的役割を推進するため、職業に関連した負傷又は疾病の予防、治療からリハビリテーション、医療の視点から行う勤労者の療養後の職場復帰等の促進に至るまでの一連の取組についてのガイドラインを作成、活用して疾病の治療と職業生活の両立支援を図るとともに、労災病院グループのネットワークを通じて労災指定医療機関等に普及していくこと。</p> <p>3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進</p> <p>(1) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営</p> <p>重度の被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供し、更に地域との連携を密にして、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上(※)確保すること。</p> <p>また、高度・専門的な医療を提供すること</p>	<p><u>推進</u></p> <p><u>就労年齢の延長に伴い、基礎疾患を有する労働者が増加する中で、作業と関連した疾患増悪リスク、就労を視野においた支援や治療方針の選択等について、労災病院等でデータを収集し、分析すること。</u></p> <p><u>上記分析及び第2期中期目標期間中に作成されたガイドライン等や労災疾病研究によって得られた知見を活用して、がんや脳卒中等の患者に対して、職場復帰や治療と就労の両立支援に向けた取組を行うとともに、産業保健総合支援センター及び労災病院を通じて、事業場及び労災指定医療機関等に普及すること。</u></p> <p>(2) 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等</p> <p>重度の被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供し、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上(※1)確保すること。</p> <p>また、高度・専門的な医療を提供すること</p>	<p>(2) 研究成果の積極的な普及及び活用の推進</p> <p>カ 勤労者の罹患率の高い疾病と職業の両立支援に関する研究・開発の成果等、勤労者医療の実践に有用な情報を提供するための機構本部、労災病院、産業保健推進センター、地域産業保健センター、労災指定医療機関、産業医、行政等によるネットワーク構築のための検討を行う。</p> <p>2 勤労者医療の中核的役割の推進</p> <p>(1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等</p> <p>ア</p> <p>(ウ) 職業に関連した負傷又は疾病の予防、治療からリハビリテーション、医療の視点から行う勤労者の療養後の職場復帰等の促進に至るまでの一連の取組についてのガイドラインを作成する。</p> <p>3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進</p> <p>(1) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営</p> <p>医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保するとともに、高度・専門的な医療を提供することにより、患者満足度調査において、それぞれ80%以上の満足度を確保することとし、次のような取組を行う。</p>	<p><u>推進</u></p> <p><u>治療と就労の両立支援のモデル事業を実施し、産業保健総合支援センター及び労災病院において、事業場及び労災指定医療機関等に普及するため、次のとおり取り組む。</u></p> <p>ア 研修会等の開催</p> <p><u>治療就労両立支援センター(仮称。以下同じ)における復職コーディネーターの養成及びスキルアップを図るため、研修等を実施する。</u></p> <p>イ 支援事例の収集</p> <p><u>治療就労両立支援センターにおいて、労災疾病等研究の成果や病職歴データベースを活用する等により、がんや脳卒中等の罹患患者に対して、復職コーディネーターを中心とした支援チームによる職場復帰や治療と就労の両立支援の事例収集を行う。</u></p> <p>ウ 医療機関向けマニュアルの作成及び普及支援事例の分析・評価を行って医療機関向けマニュアルを作成し、労災指定医療機関等への普及を図る。</p> <p>エ アンケートの実施</p> <p><u>支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得るとともに、その結果をマニュアルに反映させることにより、質の向上を図る。</u></p> <p>(2) 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等</p> <p>医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上(※1)確保するとともに、高度・専門的な医療を提供することにより、患者満足度調査において、それぞれ85%以上(※2)の満足度を確保することとし、次のような取組を行う。</p> <p>【※1：平成24年度実績 医療リハビリテーションセンター86.7% 総合せき</p>

(独) 労働者健康福祉機構 第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標(案)・中期計画(案)の新旧対照表

第2期中期目標	第3期中期目標(案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)
<p>による患者満足度調査において、それぞれ80%以上の満足度を確保すること。 (※参考：平成19年度実績 医療リハビリテーションセンター80.4% 総合せき損センター 85.0%)</p>	<p>による患者満足度調査において、それぞれ85%以上(※2)の満足度を確保すること。 【※1：平成24年度実績 医療リハビリテーションセンター86.7% 総合せき損センター80.2%】 【※2：平成24年度実績 医療リハビリテーションセンター88.8% 総合せき損センター87.0%】</p>	<p>ア 医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業・社会復帰後の生活の質(QOL)の向上を図る観点から、生活支援機器の研究開発の実施及び職業リハビリテーションを含めた関係機関との連携強化に取り組む。</p> <p>イ 総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を的確に実施することにより、早期に身体機能の向上を図るとともに、せき損患者に係る高度・専門的な知見に係る情報の発信に努める。</p>	<p>損センター80.2%】 【※2：平成24年度実績 医療リハビリテーションセンター88.8% 総合せき損センター87.0%】</p> <p>ア 医療リハビリテーションセンターの運営 医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業・社会復帰後の生活の質(QOL)の向上を図る観点から、生活支援機器の研究開発の実施及び職業リハビリテーションを含めた関係機関との連携強化に取り組む。</p> <p>イ 総合せき損センターの運営 総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を的確に実施することにより、早期に身体機能の向上を図るとともに、せき損患者に係る高度・専門的な知見に係る情報の発信に努める。</p>
<p>II 各業務において取り組むべき事項 2 勤労者医療の中核的役割の推進 (1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等 また、勤労者医療を継続的、安定的に支えるためにも、基盤となる4疾病5事業等の診療機能を充実させ、地域の中核的医療機関を目指すこと。</p> <p>(4) 勤労者医療の地域支援の推進</p>	<p>4 地域の中核的医療機関としての役割の推進 (1) 地域医療への貢献 労災病院における臨床技能の維持・向上や医師等の確保・養成、さらには地域の医療水準の向上に貢献するため、保有するデータベースを活用するなどして地域における役割や機能を分析・検証した上で、各病院の特性を活かしつつ、地域の実情に応じた効果的かつ効率的な医療サービスを提供することにより、地域医療に貢献すること。</p> <p>(2) 地域の医療機関等との連携強化</p>	<p>(4) 勤労者医療の地域支援の推進 労災病院においては、勤労者医療の地域支援の推進に関し示された中期目標を達成するため、次のような取組を行う。 (新規)</p>	<p>4 地域の中核的医療機関としての役割の推進 労災病院においては、次のような取組を行うことで地域の医療水準の向上に貢献する。</p> <p>(1) 地域で目指すべき役割の明確化 所在する医療圏の人口動態、疾病構造、他の医療機関の診療機能等の調査を行い、労災病院が当該地域で目指すべき役割を明確にした上で、都道府県において策定することとなる地域医療構想の公表時期に併せてホームページ等において公表するとともに、最適な医療提供体制を確立する。</p> <p>(2) 地域の医療機関等との連携強化 ア 地域の医療機関等との連携強化</p>

(独) 労働者健康福祉機構 第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標(案)・中期計画(案)の新旧対照表

第2期中期目標	第3期中期目標(案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)
<p>労災病院においては、地域における勤労者医療を支援するため、紹介患者の受け入れなど地域の労災指定医療機関等との連携を強化するとともに、労災指定医療機関等を対象にしたモデル医療普及のための講習、労災疾病等に係る診断・治療について労災指定医療機関等が利用しやすいマニュアル等資料の提供、労災指定医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を行うこと。</p> <p>また、利用した労災指定医療機関、産業医等から診療や産業医活動の上で有用であった旨の評価を75%以上得ること。</p> <p>2 勤労者医療の中核的役割の推進 (1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等</p>	<p>労災病院においては、地域医療を支援するため、紹介患者の受け入れなど地域の医療機関等との連携を強化するとともに、医療機関等を対象にした症例検討会や講習会及び、地域の医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を行うこと。</p> <p>また、利用した医療機関等から診療の上で有用であった旨の評価を80% (※)以上得ること。 【※：平成21年度から平成24年度までの実績(平均)78.8%】</p> <p>(3) 医療情報のIT化の推進</p>	<p>ア 患者紹介に関する労災指定医療機関等との連携機能を強化すること等により、中期目標期間の最終年度までに患者紹介率を60%以上(参考：平成19年度実績49.8%)、逆紹介率を40%以上とする。</p> <p>イ 勤労者医療に係るモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会を設定することにより、中期目標期間中、延べ10万人以上(平成16年度から平成19年度までの平均19,475人×5年間の3%増)に対し講習を実施する。 また、モデル医療に関し、多様な媒体を用いた相談受付を実施する。</p> <p>ウ 高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ15万件以上(平成19年度実績29,082件×5年間の5%増)実施する。</p> <p>エ 利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を毎年度実施し、診療や産業医活動の上で有用であった旨の評価を75%以上得るとともに、地域支援業務の改善に反映させる。</p> <p>2 勤労者医療の中核的役割の推進 (1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等</p>	<p>第2期中期目標期間に引き続き、患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率60%以上、逆紹介率40%以上」を確保する。 地域医療支援病院については、引き続き紹介率、逆紹介率を維持し、要件を適合させていく。 また、救急搬送患者の受け入れや地域連携バスの導入など、地域医療への積極的な参加を図る</p> <p>イ 症例検討会等の実施 地域医療を支援するために、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会等を行うことにより、中期目標期間中、延べ12万4千人以上(※)に対し講習を実施する。 【※：平成21年度から平成24年度までの実績(平均)23,994人×1.03×5年間】</p> <p>ウ 高度医療機器を用いた受託検査 地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ17万4千件以上(※)実施する。 【※：平成21年度から平成24年度までの実績(平均)33,063件×1.05×5年間】</p> <p>エ 連携医療機関に対するニーズ・満足度調査の実施 利用者である地域の医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を毎年度実施し、連携医療機関からの有用度を80%以上(※)得るとともに、地域支援業務の改善に反映させる。 【※：平成21年度から平成24年度までの実績(平均)78.8%】</p> <p>(3) 医療情報のIT化の推進</p>

(独) 労働者健康福祉機構 第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標(案)・中期計画(案)の新旧対照表

第2期中期目標	第3期中期目標(案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)
<p>イ 労災病院の医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報のIT化を推進すること。</p> <p>オ 国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、情報開示に基づく患者の選択を尊重し、良質な医療を提供すること。これにより、患者満足度調査において全病院平均で80%以上の満足度を確保すること。</p> <p>また、患者の安全を確保するため、組織的・継続的な取組により職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図ること。</p>	<p>労災病院の医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報のIT化を推進すること。</p> <p>(4) 患者の意向の尊重と医療安全の充実 国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供すること。これにより、患者満足度調査において全病院平均で80%(※)以上の満足度を確保すること。</p> <p>また、患者の安全を確保するため、組織的・継続的な取組により医療安全の充実を図ること。 【※：平成21年度から平成24年度までの実績(平均)実績81.6%】</p>	<p>イ 労災病院の医療の質の向上と効率化を図るため、オーダリングシステム、電子カルテシステム等の導入を進めることにより医療情報のIT化を推進する。</p> <p>オ 日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、さわやか患者サービス委員会活動、クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、より良質な医療を提供し、全病院平均で80%以上の満足度を確保する。</p> <p>また、医療安全チェックシートによる自主点検、医療安全相互チェック、医療安全に関する研修、医療安全推進週間等を継続して実施するとともに、患者の医療安全への積極的な参加を推進し、医療安全に関する知識・意識の向上を図る。</p>	<p>労災病院の医療の質の向上と効率化を図るため、電子カルテシステム等の導入を進めることにより医療情報のIT化を推進する。</p> <p>(4) 患者の意向の尊重と医療安全の充実 日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、さわやか患者サービス委員会活動、クリニカルパス委員会等の院内委員会活動等を通じて、良質かつ適切な医療を提供し、全病院平均で80%以上(※)の患者満足度を確保する。</p> <p>また、医療安全チェックシートによる自主点検、医療安全相互チェック、医療安全に関する研修、医療安全推進週間等を継続して実施するとともに、患者の医療安全への積極的な参加を推進し、医療安全の充実を図る。 【※：平成21年度から平成24年度までの実績(平均)実績81.6%】</p>
<p>(新規)</p>	<p>(5) 治験の推進 新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を中期目標期間中10,900件以上(※)確保すること。 【※平成21年度から平成24年度までの実績(平均)2,068件×1.05×5年間】</p>	<p>(新規)</p>	<p>(5) 治験の推進 新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を中期目標期間中10,900件以上(※)確保する。 【※平成21年度から平成24年度までの実績(平均)2,068件×1.05×5年間】</p>
<p>(新規)</p>	<p>(6) 燕労災病院(新潟県燕市)の再編 新潟県の県央基幹病院基本構想策定委員会において、燕労災病院と厚生連三条総合病院の再編を前提として、「県央基幹病院基本構想」が策定されたことを踏まえ、燕労災病院の再編について検討を行うこと。</p>	<p>(新規)</p>	<p>(6) 燕労災病院(新潟県燕市)の再編 労災病院の再編・整理は地域医療の中での当該病院の役割、位置づけなども踏まえて、個別に慎重に検討すべきであるが、燕労災病院と厚生連三条総合病院の再編については、新潟県の県央基幹病院基本構想策定委員会において検討が進められ、平成25年12月「県央基幹病院基本構想」が策定されたことを踏まえ、機構として適切な対応を行っていく。 なお、再編の実施に当たっては、職員</p>

(独) 労働者健康福祉機構 第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標(案)・中期計画(案)の新旧対照表

第2期中期目標	第3期中期目標(案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)
<p>(新規)</p> <p>4 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進 産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める産業保健活動の推進に寄与することを基本方針とし、以下の取組により、地域社会や産業保健関係者のニーズに対応した産業保健サービスの提供等の支援を行うこと。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施 ア 地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修又は相談の充実 産業保健推進センターにおける産業医等の産業保健関係者への研修内容について、メンタルヘルスや過重労働等を積極的に取り上げるとともに、面接指導等の実践的かつ専門的な研修を強化しつつ、延べ1万7千回以上(※1)の研修を実施すること。 また、第1期中期目標期間において実施した研修を踏まえ、研修内容等の改善を図る仕組みを充実すること。</p>	<p>(7) 病院ごとの目標管理の実施 <u>機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにすること。</u></p> <p>5 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進 <u>産業保健三事業(産業保健推進センター事業、地域産業保健事業、メンタルヘルス対策支援事業)を一元的に実施する産業保健総合支援センターにおいては、事業の管理・事務の簡素化等の事業管理面の効率化を図るとともに、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、医師会等関係機関との連携の下、以下の取組による地域社会、産業保健関係者のニーズに対応した産業保健サービスの提供等の支援を通じて、事業場における自主的産業保健活動の促進を図ること。</u></p> <p>(1) 事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施 産業保健総合支援センターにおける産業医等の産業保健関係者への研修内容については、メンタルヘルス、過重労働、化学物質による健康障害、腰痛対策等を積極的に取り上げるとともに、面接指導等の実践的かつ専門的な研修を強化すること。 また、第2期中期目標期間において実施した研修を踏まえ、研修内容等の改善を図る仕組みを充実させること。</p>	<p>(新規)</p> <p>4 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進 産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、以下の取組により、産業保健関係者に対する支援機能を強化する。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施 ア 地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修又は相談の充実 (ア) 産業医等の産業保健関係者に対する研修については、ニーズ調査やモニター調査等の結果に基づき、研修のテーマや内容に関する専門家による評価を行い、研修内容の質の向上を図るとともに、中期目標期間中に延べ1万7千回以上の研修を実施する。</p>	<p><u>の雇用の確保等に努める。</u></p> <p>(7) 病院ごとの目標管理の実施 <u>機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとにPDCAサイクルの視点を取り入れて目標の達成状況を定期的に検証・評価する目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにするとともに、業務の質の向上に努める。</u></p> <p>5 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進 <u>産業保健三事業(産業保健推進センター事業、地域産業保健事業、メンタルヘルス対策支援事業)を一元的に実施する産業保健総合支援センターにおいては、事業の管理・事務の簡素化等の事業管理面の効率化を図るとともに、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、医師会等関係機関との連携の下、以下の取組により三事業を有機的に連動させ、事業場における自主的産業保健活動への支援を効率的、効果的に実施する。</u></p> <p>(1) 事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施 ア 地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修の充実 産業医等の産業保健関係者への研修については、産業保健活動に資するニーズ調査及び研修内容に関するアンケート調査の結果並びに治療就労両立支援センターが実施する医療機関等に対する治療と就労の両立支援モデル事業の成果等に基づき、メンタルヘルス、過重労働、化学物質による健康障害、腰痛対策等のテーマを積極的に取り上げることとし、研修のテーマや内容に関</p>

(独) 労働者健康福祉機構 第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標(案)・中期計画(案)の新旧対照表

第2期中期目標	第3期中期目標(案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)
<p>(※参考1:平成19年度実績3,291回×5年間の5%増)</p>	<p>(2) 小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実</p> <p>ア 医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援の充実</p> <p>地域の小規模事業場(産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業場)における産業保健活動の促進を図るため、都道府県労働局等の行政機関や地域の産業保健関係団体等と連携し、事業場への訪問指導を充実させるとともに、中小規模事業場のメンタルヘルス対策を普及促進するため産業保健総合支援センターに登録したメンタルヘルス対策に関する訪問支援を専門的に行う者が、支援を希望する事業場を訪問し、対策の導入に関する取組について支援を実施すること。</p> <p>また、事業主等からの相談に対しては、産業保健総合支援センターと地域窓口が連携し、ワンストップサービスの機能を発揮</p>		<p>して専門家による評価を行い、研修内容の質の向上を図る。</p> <p>また、地域窓口の機能を活かして地域の小規模事業場のニーズを把握するとともに、中小規模事業場におけるメンタルヘルス教育の継続的な実施を普及させるため、管理監督者等を対象としたメンタルヘルス対策に係る教育・研修を行うこと等により、中期目標期間中に延べ36,700回以上(※)の専門的研修を実施する。</p> <p>【※:年間目標値2,820回(産業保健スタッフ)+4,512回(メンタルヘルス教育)=7,332回×5年間】</p> <p>イ 自主的産業保健活動促進のための事業主セミナー等の実施</p> <p>産業保健総合支援センター及び地域窓口が連携して、事業場における自主的産業保健活動促進のための事業主セミナー等を中期目標期間中に延べ1,900回以上(※)実施する。</p> <p>【※:年間目標値①事業主セミナー235回(47ヶ所×5回)+②啓発セミナー47回(47ヶ所×1回)+③交流会94回(47ヶ所×2回)=376回×5年間】</p> <p>(2) 小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実</p> <p>ア 医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援の充実</p> <p>地域窓口の登録産業医、登録保健師、または地域窓口を経由した産業保健総合支援センターの産業保健相談員による小規模事業場(産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業場)への訪問指導及びメンタルヘルス対策に関する訪問支援を専門的に行う者による中小規模事業場に対するメンタルヘルス対策取組支援について、中期目標期間中、128,000件以上(※)実施することにより、地域の産業保健活動への支援を図る。</p> <p>【※:年間目標値①訪問指導21,120件(352ヶ所×60回)+②個別訪問支援4,512件(47ヶ所×96回)=25,632件×5年間】</p>

(独) 労働者健康福祉機構 第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標(案)・中期計画(案)の新旧対照表

第2期中期目標	第3期中期目標(案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)
<p>4 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施</p> <p>ア 地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修又は相談の充実</p> <p>産業保健関係者からの相談について、中期目標期間中、7万2千件以上(※2)実施すること。また、相談内容については、産業保健関係者に対する研修に有効に活用できるよう検討すること。</p> <p>(※参考2：平成19年度実績13,725件×5年間の5%増)</p> <p>イ 産業保健に関する情報の提供その他の援助</p> <p>インターネットの利用その他の方法により産業保健に関する情報や労災疾病等に係る研究によるモデル予防医療等に係る情報を提供するとともに、さらなる情報の質の向上、利便性の向上を図ること。</p>	<p><u>して対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供すること。</u></p> <p>イ <u>産業保健総合支援センター及び同センターの地域窓口における専門的相談の実施</u></p> <p>事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの専門的相談については、<u>産業保健総合支援センターにおいて、中期目標期間中235,000件以上(※1)実施するとともに、小規模事業場からの相談については、地域窓口において、産業保健総合支援センターとの連携を密にして、ワンストップサービス機能を十分に発揮して、中期目標期間中148,000件以上(※2)実施すること。また、相談内容については、産業保健関係者に対する研修に有効活用できるよう検討すること。</u></p> <p><u>【※1：年間目標値47,000件(47ヶ所×1,000件)×5年間】</u></p> <p><u>【※2：年間目標値29,568件(352ヶ所×84件)×5年間】</u></p> <p>(3) 産業保健に関する情報の提供その他の支援</p> <p>インターネットの利用その他の方法により、産業保健に関する情報並びに産業保健活動に資する治療就労両立支援センター(仮称)が実施する医療機関等に対する復職両立支援モデル事業の成果等の情報を提供するとともに、さらなる情報の質の向上、利便性の向上を図ること。</p>	<p>4 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施</p> <p>ア 地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修又は相談の充実</p> <p>(イ) 産業保健関係者からの相談について多様な分野の専門家を確保しつつ、相談体制の効率化を図ることにより、中期目標期間中に7万2千件以上実施するとともに、産業保健関係者に対する研修に有効に活用する。</p> <p>イ 産業保健に関する情報の提供その他の援助</p> <p>(ア) 産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ等により、産業保健に関する情報の提供を行うとともに、専門家の意見の反映により、提供する情報の質の向上を図り、中期目標期間中、ホームページのアクセス件数を900万件以上(平成20年度実績見込135万件×5年間の30%増)得る。</p>	<p>イ <u>産業保健総合支援センター及びその地域窓口における専門的相談の実施</u></p> <p>(ア) <u>事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談については、多様な分野の専門家を確保しつつ、相談対応に係る調整を迅速に行う仕組みを整備し、相談対応の効率化を図ることにより、中期目標期間中に235,000件以上(※)実施するとともに、産業保健関係者に対する専門的研修に有効に活用する。</u></p> <p><u>【※：年間目標値47,000件(47ヶ所×1,000件)×5年間】</u></p> <p>(イ) <u>小規模事業場からの相談については、地域窓口において、産業保健総合支援センターとの連携を密にして、ワンストップサービス機能を十分に発揮して、中期目標期間中148,000件以上(※)実施する</u></p> <p><u>【※：年間目標値29,568件(352ヶ所×84件)×5年間】</u></p> <p>(3) 産業保健に関する情報の提供その他の支援</p> <p>ア 産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ、メールマガジン又は動画等により、産業保健に関する情報並びに産業保健活動に資する治療就労両立支援センターが実施する医療機関等に対する復職両立支援モデル事業の成果等の情報を提供するとともに、提供する情報の質の向上を図り、中期目標期間中、ホームページのアクセス件数を10,660,000件以上(※)得る。</p> <p><u>【※：平成24年度実績1,776,771件×1.2×5年間】</u></p>

(独) 労働者健康福祉機構 第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標(案)・中期計画(案)の新旧対照表

第2期中期目標	第3期中期目標(案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)
<p>また、事業主に対する広報及び啓発等を行うとともに、労働者に対する情報提供についてもより積極的に取り組むこと。</p> <p>4 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施</p> <p>なお、研修又は相談の利用者については、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保するとともに、相談、指導を行った産業保健関係者等に対して追跡調査を実施し、有効回答のうち70%以上につき具体的に改善事項が見られるようにすること。</p>	<p>また、事業主に対する広報及び啓発等を行うとともに、労働者に対する情報提供についてもより積極的に取り組むこと。</p> <p>(4) <u>研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握</u></p> <p>研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務や労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保するとともに、研修、相談又は指導を行った産業保健関係者や事業主等に対してアウトカム調査(※)を実施し、有効回答のうち70%以上につき具体的に改善事項が見られるようにすること。</p> <p><u>【※：産業保健総合支援センター及び同センターの地域窓口で実施する産業保健サービスによる、産業保健関係者の能力向上(第1次効果)、事業場内の産業保健活動の活性化(第2次効果)、労働者の健康状況の改善(第3次効果)を調べ、総合的な労働衛生管理の実施状況を把握するための、利用者(産業保健関係者)に対するアンケート方式の調査。】</u></p>	<p>(イ) 利用者の利便性の向上を図るため、各地域で利用できる産業保健サービス情報を産業保健推進センターに集約・提供することにより、地域の産業保健関係者のための総合情報センターとしての役割を果たしていく。</p> <p>4 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施</p> <p>ア 地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修又は相談の充実</p> <p>(ウ) 研修、相談については、インターネット等多様な媒体での受付等により、引き続き質及び利便性の向上を図り、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。</p> <p>(エ) 産業保健推進センター利用者に対し、センター事業が与えた効果を評価するための追跡調査を実施して、有効回答のうち70%以上について具体的に改善事項が見られるようにする。また、同調査の結果を分析し、事業の更なる質の向上を図る。</p>	<p>イ 利用者の拡大、利便性の向上を図るため、<u>産業保健総合支援センターの地域窓口で直接受けられる産業保健サービス、地域窓口を通じて受けられる産業保健総合支援センターが行う産業保健サービスの内容等について、産業保健関係者や事業主等に対し広報及び啓発等を行うとともに、労働者に対する情報提供についてもより積極的に取り組む。</u></p> <p>(4) <u>研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握</u></p> <p>ア 研修、相談については、インターネット等多様な媒体も活用し、研修のテーマや内容に関しては専門家による評価を行い、引き続き質及び利便性の向上を図ることにより、利用者からの産業保健に関する職務や労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。</p> <p>イ 利用者に対して、<u>上記(1)から(3)に掲げる事業に関して、産業保健総合支援センター及び同センターの地域窓口で実施する事業が与えた効果を把握・評価するためのアウトカム調査(※)を実施して、有効回答のうち70%以上について具体的に改善事項が見られるようにする。また、同調査の結果を分析し、事業の更なる質の向上を図る。</u></p> <p><u>【※：産業保健総合支援センター及び同センターの地域窓口で実施する産業保健サービスによる、産業保健関係者の能力向上(第1次効果)、事業場内の産業保健活動の活性化(第2次効果)、労働者の健康状況の改善(第3次効果)を調べ、総合的な労働衛生管理の実施状況を把握するための、利用者(産業保健関係者)に対するアンケート方式の調査。】</u></p>

(独) 労働者健康福祉機構 第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標(案)・中期計画(案)の新旧対照表

第2期中期目標	第3期中期目標(案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)
<p>ウ 地域産業保健センターに対する支援の充実</p> <p>地域の産業保健活動の促進を図るため、都道府県労働局、労働基準監督署と連携し、メンタルヘルスや過重労働による健康障害の防止のための産業医の面接指導技術の向上等の支援を含め、域内の地域産業保健センターの活動に対する支援を充実すること。</p> <p>(2) 産業保健に係る助成金の支給業務</p> <p>ア 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保</p> <p>産業保健に係る小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務に対する業績評価を実施し、それらを翌年度の業務へ反映させるとともに、評価結果については、積極的に公表し、透明性を確保するとともに、助成金事業の効果の把握に努めること。</p> <p>イ 助成金に関する周知</p> <p>労働基準監督署、地域産業保健センター等及び労災病院、勤労者予防医療センター等とも連携し、助成金の一層の周知を図ること。</p> <p>ウ 手続の迅速化</p> <p>審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、中期目標期間中に、申請書の受付締切日から支給日までの期間を原則として、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、40日以内(※1)、自発的健康診断受診支援助成金については、23日以内(※2)とすること。</p> <p>(※参考1：平成19年度実績 44日) (※参考2：平成19年度実績 29日)</p> <p>2 勤労者医療の中核的役割の推進</p> <p>(1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等</p> <p>ウ 質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築する上で不可欠となる優秀な人材の確保、育成に積極的に取り組むこと。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>6 優秀な人材の確保、育成</p> <p>(1) <u>優秀な人材の確保等の充実・強化</u></p> <p>質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築するため、優秀な人材(特に医師)の確保、定着、育成について充実・強化を図る</p>	<p>ウ 地域産業保健センターに対する支援の充実</p> <p>各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会における助言を行う。また、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修に加え、年1回以上能力向上研修を実施するとともに、地域産業保健センターに登録している産業医に対し研修を実施する。</p> <p>さらに、地域産業保健センターとの連携による研修を都道府県庁所在地以外で開催することにより、利用者の利便性の向上を図る。</p> <p>(2) 産業保健に係る助成金の支給業務</p> <p>ア 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保</p> <p>産業保健に係る小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務に対する業績評価を実施し、それらを翌年度の業務へ反映させるとともに、評価結果については、積極的に公表し、透明性を確保するとともに、助成金事業の効果の把握に努めること。</p> <p>イ 助成金に関する周知</p> <p>労働基準監督署、地域産業保健センター等及び労災病院、勤労者予防医療センター等とも連携し、助成金の一層の周知を図ること。</p> <p>ウ 手続の迅速化</p> <p>審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、中期目標期間中に、申請書の受付締切日から支給日までの期間を原則として、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、40日以内(※1)、自発的健康診断受診支援助成金については、23日以内(※2)とすること。</p> <p>(※参考1：平成19年度実績 44日) (※参考2：平成19年度実績 29日)</p> <p>2 勤労者医療の中核的役割の推進</p> <p>(1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等</p> <p>ウ 次の(ア)及び(イ)の取組により、高度・専門的な医療の提供に必要な優秀な人材を確保するとともに、その資質の向上を図る。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>6 優秀な人材の確保、育成</p> <p>(1) <u>優秀な人材の確保等の充実・強化</u></p> <p>質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築するため、優秀な人材(特に医師)の確保、定着、育成について充実・強化</p>

(独) 労働者健康福祉機構 第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標(案)・中期計画(案)の新旧対照表

第2期中期目標	第3期中期目標(案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)
	<p><u>こと。</u></p>	<p>(新規)</p> <p>(ア) 勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムの作成や臨床研修指導医・研修医を対象とした機構独自の講習会等を通じて、勤労者医療を実践できる医師の育成に積極的に取り組むことにより、優秀な医師を育成、確保する。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(イ) 毎年度、研修カリキュラムを検証し、職種ごとの勤労者医療に関する研修内容をはじめとする専門研修内容を充実させることにより、職員個々の資質の向上を図る。</p> <p>(新規)</p>	<p><u>化を図り、次の取組により、その資質の向上を図る。</u></p> <p>ア <u>臨床研修医の確保</u> <u>優秀な医師を安定的かつ継続的に確保するため、病院見学・実習の積極的な受入及び「臨床研修指定病院合同就職説明会」等の機会を利用して、各労災病院の特色等のPRを行い、臨床研修医の確保に努める。併せて、初期臨床研修終了者の中から優秀な者を後期研修医として病院に定着させるよう積極的な働きかけに努める。</u></p> <p>イ <u>優秀な医師の育成等</u> <u>勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムの作成や臨床研修指導医・研修医を対象とした機構独自の講習会等を通じて、勤労者医療を実践できる医師の育成に積極的に取り組むことにより、優秀な医師を育成、確保する。</u></p> <p>ウ <u>医師等の働きやすい環境の整備</u> <u>医師等の人材確保、定着及びモチベーションの向上等の観点から、院内保育体制の充実等といった医師等の働きやすい環境の整備に努める。</u></p> <p>エ <u>専門看護師・認定看護師等の育成</u> <u>看護師については、患者・家族に良質で効率的な医療を提供するチーム医療の中心的な役割を果たすとともに、医療の質の確保、地域との切れ目のないケアの推進に向け活動する必要があることから、専門看護師・認定看護師等の計画的な育成に努める。</u></p> <p>オ <u>各職種の研修プログラムの検証</u> <u>毎年度、各職種の研修プログラムを検証し、勤労者医療に関する研修内容をはじめとする専門研修内容を充実させることにより職員の資質の向上を図る。</u></p> <p>カ <u>労災病院間における医師の派遣</u> <u>医師確保が特に困難な状況にある労災</u></p>

(独) 労働者健康福祉機構 第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標(案)・中期計画(案)の新旧対照表

第2期中期目標	第3期中期目標(案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)
<p>2 勤労者医療の中核的役割の推進</p> <p>(3) 産業医等の育成支援体制の充実 事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者予防医療センターにおいて、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図ること。</p> <p>2 勤労者医療の中核的役割の推進</p> <p>(1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等</p> <p>エ 労災看護専門学校においては、近年の看護師不足等の中で、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成すること。</p> <p>5 未払賃金の立替払業務の着実な実施</p> <p>(1) 立替払の迅速化</p> <p>審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で30日以内(※)を維持すること。 (※参考：平成19年度実績 25.6日)</p>	<p>(2) 産業医等の育成支援体制の充実 事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者医療総合センターにおいて、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図ること。</p> <p>(3) 看護師の養成 労災看護専門学校においては、近年の看護師不足等の中で、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成すること。</p> <p>IV 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項</p> <p>1 未払賃金の立替払業務の着実な実施</p> <p>(1) 迅速かつ適正な立替払の実施</p> <p>審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で25日以内(※)を維持すること。 【※：平成20年度から平成24年度までの実績(平均)21.8日】</p>	<p>2 勤労者医療の中核的役割の推進</p> <p>(3) 産業医等の育成支援体制の充実 事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者予防医療センターにおいて、高度な専門性と実践的活動能力を持った産業医等の育成を目指し、産業医科大学と連携を図りつつ、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の整備、構築を行う。</p> <p>2 勤労者医療の中核的役割の推進</p> <p>(1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等</p> <p>エ 労災看護専門学校においては、勤労者の健康を取り巻く現況や職業と疾病の関連性等に関するカリキュラムを充実することにより、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を育成する。</p> <p>5 未払賃金の立替払業務の着実な実施</p> <p>(1) 立替払の迅速化</p> <p>審査業務の標準化の徹底を図り、原則週1回払いを堅持するとともに、立替払制度及びその請求手続に関するパンフレットの改訂、ホームページの充実等情報提供の強化を図ることにより、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で30日以内を維持する。</p>	<p>病院に対しては、当該病院の診療機能の充実を図るため、労災病院間における医師の派遣を推進し、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援に努める。</p> <p>(2) 産業医等の育成支援体制の充実 事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者医療総合センターにおいて、高度な専門性と実践的活動能力を持った産業医等の育成、確保を目指し、引き続き産業医科大学と連携を図りつつ、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図る。</p> <p>(3) 専門性を有する看護師の養成 地域の中核的医療機関として勤労者医療及び地域医療を担う労災病院において安定した医療体制を確保・充実させるため、労災看護専門学校では、医療や看護に関する専門知識とともに、労働者の健康を取り巻く現状、治療と就労の両立支援に関するカリキュラムを充実することで、勤労者医療の専門的知識・技術を有する優秀な看護師を育成する。</p> <p>IV 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項</p> <p>1 未払賃金の立替払業務の着実な実施</p> <p>(1) 迅速かつ適正な立替払の実施</p> <p>未払賃金立替払制度は、企業倒産における労働者のセーフティネットとして重要な役割を果たしていることから、迅速かつ適正な立替払を実施するため、請求件数の約7割の証明を行っている破産管財人等への研修会の実施、裁判所への協力要請を行うとともに、審査業務の標準化の徹底を図り、原則週1回払いを堅持し、不備事案を除き請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で2</p>

(独) 労働者健康福祉機構 第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標(案)・中期計画(案)の新旧対照表

第2期中期目標	第3期中期目標(案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)
<p>(2) 立替払金の求償</p> <p>代位取得した貸金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。</p> <p>(新規)</p> <p>6 納骨堂の運営業務 産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得ること。</p> <p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し</p> <p>(1) 事業等の見直しに併せ、業務量を検証し、業務の合理化・効率化の観点から、本部組織の再編を行うとともに、施設に対する本部の業務運営支援・経営指導機能などのマネジメント機能を強化すること。また、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう更なる見直しについて</p>	<p>(2) 立替払金の求償</p> <p>代位取得した貸金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。</p> <p>(3) 情報開示の充実</p> <p><u>年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにすること。</u></p> <p>2 納骨堂の運営業務 産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得ること。 【※：平成24年度実績91.4%】</p> <p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し</p> <p><u>業務の効率的な運営を図る観点から、管理業務を本部等へ集約化するなどし、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討すること。</u> <u>また、役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度の見直しを進めること。</u></p>	<p>(2) 立替払金の求償</p> <p>立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能なものについて最大限確実な回収を図る。</p> <p>(新規)</p> <p>6 納骨堂の運営業務 毎年、産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談の実施及び環境美化を行う。 また、産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に満足度調査を実施し、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得るとともに、その結果を業務内容の改善に反映する。</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し 機構の業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり取り組む。</p> <p>(1) 本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議、施設の経営分析に基づく指導の強化など、本部の施設運営支援・経営指導体制を強化する。特に、労災病院については、経営基盤の確立に向けたマネジメント機能を強化する。また、事業等の見直しに併せ、業務量を検証し、業務の合理化・効率化の観点</p>	<p>5日以内を維持する。 【※：平成20年度から平成24年度までの実績(平均)21.8日】</p> <p>(2) 立替払金の求償</p> <p>立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能なものについて最大限確実な回収を図る。</p> <p>(3) 情報開示の充実</p> <p><u>年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにすること。</u></p> <p>2 納骨堂の運営業務 毎年、産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談の実施及び環境美化を行う。 また、産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に満足度調査を実施し、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得るとともに、その結果を業務内容の改善に反映する。 【※：平成24年度実績91.4%】</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し</p> <p><u>業務の効率的な運営を図る観点から、管理業務を本部等へ集約化するなどし、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討する。</u> <u>また、役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度の見直しを進める。</u></p>

(独) 労働者健康福祉機構 第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標(案)・中期計画(案)の新旧対照表

第2期中期目標	第3期中期目標(案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)
<p>検討すること。</p> <p>(2) 役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度の見直しを進めること</p> <p>2 一般管理費、事業費等の効率化</p> <p>(1) 業務運営の効率化による経費節減</p> <p>中期目標期間の最終年度において、平成20年度に比し、一般管理費(退職手当を除く。)については15%程度、また、事業費(労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。)については10%程度節減すること。</p> <p>また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の水準を超えないものとする。</p> <p>さらに、産業保健推進センターについては、業務の効率化の観点から、管理部門等の集約化及び効率化を図ることにより、中期目標期間の最終年度において、平成20年度実績に比べて運営費交付金(退職手当を除く。)のおおむね3割削減を図ること。</p>	<p>さらに、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう組織体制の在り方について検討すること。</p> <p>2 一般管理費、事業費等の効率化</p> <p>(1) 業務運営の効率化による経費節減</p> <p>中期目標期間の最終年度において、平成26年度に比し、一般管理費(退職手当を除く。)については12%程度、また、事業費(労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター、を除く。)については4%程度節減すること。</p> <p>また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の水準を超えないものとする。</p> <p><u>なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うこと。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>から、本部組織の再編を行う。さらに、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう更なる見直しについて検討する。</p> <p>(2) 役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度を構築するため、人事・給与制度の見直しを進める。</p> <p>2 一般管理費、事業費等の効率化</p> <p>(1) 業務運営の効率化による経費節減</p> <p>一般管理費(退職手当を除く。)については、人件費の抑制、施設管理費の節減を図り、中期目標期間の最終年度において、平成20年度の相当経費に比べて15%程度の額を節減する。また、事業費(労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。)については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約の見直し等により、中期目標期間の最終年度において、平成20年度の相当経費に比べて10%程度の額を節減する。</p> <p>また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金割合については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約の見直し等により、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の割合を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。</p> <p>産業保健推進センターについては、産業保健サービスの低下を招かないように、賃借料の削減、庶務・経理業務や報告業務等の間接業務の合理的集約化による人件費の削減及び相談体制の効率化等による業務経費の削減を行うことにより、中期目標期間の最終年度において、平成20年度実績に比べて運営費交付金(退職手当を除く。)のおおむね3割を削</p>	<p>さらに、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう組織体制の在り方について検討する。</p> <p>(2) 役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度を構築するため、人事・給与制度の見直しを進める。</p> <p>2 一般管理費、事業費等の効率化</p> <p>(1) 業務運営の効率化による経費節減</p> <p>一般管理費(退職手当を除く。)については施設管理費等の節減を図り、中期目標期間の最終年度において、平成26年度に比して12%程度の額を節減する。また、事業費(労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センターを除く。)については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約の見直し等により、中期目標期間の最終年度において、平成26年度に比して、4%程度の額を節減する。</p> <p>また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金割合については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約の見直し等により、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の割合を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。</p> <p><u>なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。</u></p> <p>(削除)</p>

(独) 労働者健康福祉機構 第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標(案)・中期計画(案)の新旧対照表

第2期中期目標	第3期中期目標(案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)
<p>(2) 給与水準の適正化等</p> <p>総人件費については、医療本来の責務である医療の質や安全の確保、経営基盤の強化のための適正な診療体制の確保及び勤労者医療の推進という組織本来の使命を果たしつつ、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上削減させるとの基本方針についても、その趣旨の着実な実施を目指すこととし、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続すること。</p> <p>また、機構の事務・技術職員の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表すること。</p> <p>ア 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>イ 給与体系における年功的要素が強いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p> <p>ウ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>エ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。</p> <p>(3) 随意契約の見直し</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。</p>	<p>(2) 適正な給与水準の検証・公表</p> <p>人件費については、医療本来の責務である医療の質や安全の確保、経営基盤の強化のための適正な診療体制の確保及び勤労者医療の推進という組織本来の使命を果たす必要があることから、医師等の給与水準及び確保状況を特に考慮した上で、<u>国家公務員の給与水準も十分考慮し、国民の理解と納得が得られるよう適正な給与水準のあり方について今後も必要な検証を行い、その検証結果や措置状況について公表すること。</u></p> <p>(3) 契約の適正化</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。</p>	<p>減する。</p> <p>(2) 給与水準の適正化等</p> <p>総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上削減させるとの基本方針について、着実に取り組むとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。その際、併せて、医療法(昭和23年法律第203号)及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、労災医療をはじめとした救急医療等の推進のための人材確保とともに、医療安全を確保するための適切な取組を行う。</p> <p>また、機構の事務・技術職員の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。</p> <p>ア 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>イ 給与体系における年功的要素が強いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p> <p>ウ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>エ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。</p> <p>(3) 随意契約の見直し</p> <p>契約については、「随意契約見直し計画」(平成19年12月策定)に基づき、一般競争入札等を原則として、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。</p>	<p>(2) 適正な給与水準の検証・公表</p> <p>給与水準については、医療本来の責務である医療の質や安全の確保、経営基盤の強化のための適正な診療体制の確保及び勤労者医療の推進という組織本来の使命を果たす必要があることから、<u>医師等の給与水準及び確保状況を特に考慮した上で、適正な給与水準の在り方について今後も以下のような観点を踏まえ検証を行い、その検証結果や措置状況について公表する。</u></p> <p>ア 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者及び国家公務員の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>イ 給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。</p> <p>(3) 契約の適正化</p> <p>契約については、<u>原則として一般競争入札</u>等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。</p>

(独) 労働者健康福祉機構 第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標(案)・中期計画(案)の新旧対照表

第2期中期目標	第3期中期目標(案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)
<p>ア 機構が策定した「随意契約見直し計画」(平成19年12月策定)に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>イ 一般競争入札等により契約を行う場合、合理的な理由なく特定の業者以外の参入を妨げる仕様としないこと。 また、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。</p> <p>ウ 監事等による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請すること。</p>	<p>ア <u>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)</u>に基づく取組を着実に実施すること。</p> <p>イ <u>一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。</u></p> <p>ウ <u>契約監視委員会等において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</u></p>	<p>ア「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>イ 一般競争入札等により契約を行う場合、合理的な理由なく特定の業者以外の参入を妨げる仕様としない。また、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。</p> <p>ウ 監事等による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請する。</p>	<p>ア <u>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)</u>に基づく取組を着実に実施する。</p> <p>イ <u>一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。</u></p> <p>ウ <u>契約監視委員会等において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</u></p>
<p>3 労災病院の在り方の総合的検討</p> <p>労災病院については、平成22年度末を目途に、個々の病院ごとに、政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況等について総合的に検証し、その結果を公表するとともに、必要な措置を講ずること。</p> <p>その際、労災病院の近隣に国立病院等がある場合は、都道府県が策定する医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で診療連携の構築を始め効率的な運営の可能性等について検討を行うこと。</p> <p>また、厚生労働省において、平成25年度末までに、所管の独立行政法人が運営する病院全体について、それらの病院が果たすべき政策医療及び地域医療における役割を勘案しつつ、政策目的に沿った医療供給体制の最適化を図る観点から、病院配置の再編成を含む総合的な検討を行うため、機構は必要な協力を行うこと。</p>	<p>(削除)</p>	<p>3 労災病院の在り方の総合的検討</p> <p>労災病院については、平成22年度末を目途に個々の病院ごとに、政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況等について総合的に検証し、その結果を公表するとともに、必要な措置を講ずる。</p> <p>その際、労災病院の近隣に国立病院等がある場合は、都道府県が策定する医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で労災病院と国立病院との診療連携の構築を始め効率的な運営可能性について検討を行う。</p> <p>また、厚生労働省において、平成25年度末までに、所管の独立行政法人が運営する病院全体について、それらの病院が果たすべき政策医療及び地域医療における役割を勘案しつつ、政策目的に沿った医療供給体制の最適化を図る観点から総合的な検討を行うに当たり、必要な協力を行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>4 保有資産の見直し</p> <p>事務及び事業の見直しの結果生ずる遊休資産及び利用予定のない宿泊施設等については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、早急に処分を行うこと。</p>	<p>3 保有資産の見直し</p> <p><u>機構が保有する資産については、その必要性を検証し、不要資産については早急に処分すること。</u></p>	<p>4 保有資産の見直し</p> <p>事務及び事業の見直しの結果生じる遊休資産及び利用予定のない宿泊施設等については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、早急に処分を行う。</p>	<p>3 保有資産の見直し</p> <p><u>機構が保有する資産については、その必要性を検証し、不要資産については早急に処分する。</u></p> <p>また、労災病院の保有資産のうち、機構成立後において、独立行政法人労働者健康福祉機構</p>

(独) 労働者健康福祉機構 第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標(案)・中期計画(案)の新旧対照表

第2期中期目標	第3期中期目標(案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 (新規) 「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項及び次の事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該計画に基づいた運営を行うこと。</p> <p>1 労災病院においては、勤労者医療の中核的役割を的確に果たしていくため、収支相償を目指してきたこれまでの取組を更に前進させ、診療体制・機能の整備により無理なく自前収入による経営基盤の強化を図るとともに、整理合理化計画及び勧告の方向性を踏まえ、経済状況に関する事情を考慮しつつ、平成28年度を目標とした繰越欠損金の解消に向け、投資の効率化、人件費の適正化その他の必要な措置を講ずること。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項及び次の事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該計画に基づいた運営を行うこと。</p> <p>1 <u>経営改善に向けた取組等</u> 平成28年度を目標とした繰越欠損金の解消に向け、本部主導の下、厚生年金基金制度の見直しに関する法改正を踏まえ、国への代行返上並びに予定利率及び給付水準の引下げを含めた厚生年金基金の新制度への移行や、不足する医師の確保を進めた上で、以下の取組を行うとともに、更なる収入確保・支出削減対策に取り組むこと。 (1) <u>繰越欠損金の解消計画の策定</u> 繰越欠損金の解消計画を策定するに当たっては、解消を図るために必要な機構全体の取組内容のほか、各病院における年度ごとの解消額、目標期限及び達成できなかった病院の運営体制等の見直し方針について具体的に定めること。 (2) <u>個別病院単位の財務関係書類の作成等</u> 個別病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、これまで作成していなかった個別病院単位の財務関係書類について、平成26事業年度分から作成、公表し、ガバナンス機能の向上を図ること。 (3) <u>他法人の事例を参考とした取組等</u> 独立行政法人国立病院機構の取組事例を積極的に取り入れた上で経営改善を進めるものとし、同機構との人材交流などを図ることについて検討すること。 また、同機構を始めとする他法人との連携をより推進し、業務運営の効率化・財務内容の改善を図ること。 (4) <u>本部事務所の移転</u> 本部事務所について、年間賃借料に相当</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 中期目標中「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。</p> <p>(1) 労災病院については、新入院患者の増を図ること等により診療収入を確保しつつ、人件費の適正化、物品調達コストの縮減、効果的な設備投資等による経費の縮減を図ることにより、計画的に経営を改善する。 また、労災病院の保有資産のうち、中期目標期間又は前中期目標期間中において、独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成14年法律第171号)附則第7条に基づく資産処分以外の資産処分により生じた収入については、医療の提供を確実に実施するため、労災病院の増改築費用等への有効活用を努める。</p>	<p>法(平成14年法律第171号)附則第7条に基づく資産処分以外の資産処分により生じた収入については、医療の提供を確実に実施するため、労災病院の増改築費用等への有効活用を努める。</p> <p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>中期目標中「第1 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。</p> <p>1 <u>経営改善に向けた取組等</u> 平成28年度を目標とした繰越欠損金の解消に向け、本部主導の下、厚生年金基金制度の見直しに関する法改正を踏まえ、国への代行返上並びに予定利率及び給付水準の引下げを含めた厚生年金基金の新制度への移行や、不足する医師の確保を進めた上で、以下の取組を行うとともに、更なる収入確保・支出削減対策に取り組むこと。 (1) <u>繰越欠損金の解消計画の策定</u> 繰越欠損金の解消計画を策定するに当たっては、解消を図るために必要な機構全体の取組内容のほか、各病院における年度ごとの解消額、目標期限及び達成できなかった病院の運営体制等の見直し方針について各年度計画において具体的に定めること。 (2) <u>個別病院単位の財務関係書類の作成等</u> 個別病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉え、ガバナンス機能の向上を図るため、平成26事業年度分から個別病院単位の財務関係書類を作成、公表する。 (3) <u>他法人の事例を参考とした取組等</u> 独立行政法人国立病院機構の取組事例を積極的に取り入れた上で経営改善を進め、同機構との人材交流などについても検討すること。 また、同機構を始めとする他法人との連携をより推進し、業務運営の効率化・財務内容の改善を図ること。 (4) <u>本部事務所の移転</u> 本部事務所については、移転を図り、経費</p>

(独) 労働者健康福祉機構 第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標(案)・中期計画(案)の新旧対照表

第2期中期目標	第3期中期目標(案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)
<p>第3 業務運営の効率化に関する事項 2 一般管理費、事業費等の効率化 (4) 医業未収金の徴収業務の効率化</p> <p>医業未収金の徴収業務については、原則、すべての病院の未収金の徴収業務について、民間競争入札を実施すること。</p> <p>第4 財務内容の改善に関する事項 2 労働安全衛生融資については、債権管理を適切に行い、確実な償還を行うこと。</p>	<p><u>な経費を要していることから、移転を図り、経費の削減を行うこと。</u></p> <p>2 債権の管理等</p> <p><u>医業未収金、未払賃金の立替払及び労働安全衛生融資貸付債権について適切に回収を行うこと。</u></p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 2 一般管理費、事業費等の効率化 (4) 医業未収金の徴収業務の効率化</p> <p>すべての労災病院における医業未収金の徴収業務を、本部において一括して民間競争入札を実施し、適正な債権管理業務を行う。</p> <p>第3 予算、収支計画及び資金計画 1 (2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行うことにより、確実な償還を行う。</p> <p>2 予算(人件費の見積もりを含む) 別紙2のとおり</p> <p>3 収支計画 別紙3のとおり</p> <p>4 資金計画 別紙4のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額 1 限度額 4, 038百万円(運営費交付金年間支出の12分の3を計上)</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入の遅延による資金不足等</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 「第2 業務運営の効率化に関する目標を</p>	<p><u>の削減を行う。</u></p> <p>2 債権の管理等</p> <p><u>医業未収金、未払賃金の立替払及び労働安全衛生融資貸付債権について、回収計画を策定し、適切な回収を行う。</u></p> <p>3 予算(人件費の見積もりを含む) 別紙1のとおり</p> <p>4 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>5 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額 1 限度額 <u>3, 077百万円</u>(運営費交付金年間支出の12分の3を計上)</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入の遅延による資金不足等</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 「第2 業務運営の効率化に関する目標</p>

(独) 労働者健康福祉機構 第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標(案)・中期計画(案)の新旧対照表

第2期中期目標	第3期中期目標(案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)
		<p>達成するためにとるべき措置」の「4 保有資産の見直し」に基づき、次のア及びイに掲げる保有資産を速やかに処分するため、売却業務を民間等に委託するなど具体的方策を講じ、中期目標期間の最終年度までに処分が完了するよう努める。</p> <p>ア 病院</p> <p>青森労災病院付添者宿泊施設、岩手労災病院職員宿舎、岩手労災病院付添者宿泊施設、東京労災病院職員宿舎、旭労災病院職員宿舎、和歌山労災病院移転後跡地、関西労災病院職員宿舎跡地、九州労災病院移転後跡地、九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎、霧島温泉労災病院、霧島温泉労災病院職員宿舎、福井総合病院労災委託病棟</p> <p>イ 病院以外の施設</p> <p>労災リハビリテーション北海道作業所、労災リハビリテーション北海道作業所職員宿舎、労災リハビリテーション広島作業所、水上荘、恵那荘、別府湯のもりパレス</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>本中期目標期間中に生じた剰余金については、労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。</p> <p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、業務の簡素化、効率化等により、その職員数の適正化を図る。</p> <p>(2) 人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、施設間の人事交流を推進する。</p>	<p>を達成するためにとるべき措置」の「3 保有資産の見直し」に基づき、次のア及びイに掲げる保有資産を速やかに処分するため、売却業務を民間等に委託するなど具体的方策を講じ、中期目標期間の最終年度までに処分が完了するよう努める。</p> <p>ア 病院</p> <p>旧岩手労災病院職員宿舎、旧岩手労災病院付添者宿泊施設、千葉労災病院本拠地の一部、九州労災病院移転後跡地の一部、九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎</p> <p>イ 病院以外の施設</p> <p>労災リハビリテーション宮城作業所、<u>労災リハビリテーション長野作業所、労災リハビリテーション福岡作業所、水上荘</u></p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>本中期目標期間中に生じた剰余金については、労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。</p> <p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、業務の簡素化、効率化等により、その職員数の適正化を図る。</p> <p>(2) 人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、施設間の人事交流を推進する<u>とともに</u></p>

(独) 労働者健康福祉機構 第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標(案)・中期計画(案)の新旧対照表

第2期中期目標	第3期中期目標(案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項(新規) 整理合理化計画及び勧告の方向性を踏まえ、次のことについて計画的に取り組むこと。</p> <p>1 労災リハビリテーション工学センター及び海外勤務健康管理センターの廃止</p>	<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画</p> <p>中期目標期間中に整備する労災病院の施設・設備については、別紙5のとおりとする。</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画</p> <p>労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を図る。</p> <p>ア 施設名</p> <p>総合せき損センター、千葉労災看護専門学校、岡山労災看護専門学校、熊本労災看護専門学校</p> <p>イ 予定額</p> <p>総額 14,310百万円(特殊営繕、機器等整備を含む。)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 労災リハビリテーション工学センター及び海外勤務健康管理センターの廃止</p>	<p><u>に、更なる活性化に向け検討する。</u></p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画</p> <p>中期目標期間中に整備する労災病院の施設・設備については、別紙4のとおりとする。</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画</p> <p>労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を図る。</p> <p>ア 施設名</p> <p><u>労働者健康福祉機構本部、釧路労災看護専門学校、大阪労災看護専門学校、岡山労災看護専門学校、吉備高原医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター</u></p> <p>イ 予定額</p> <p>総額 13,827百万円(特殊営繕、機器等整備を含む。)</p> <p>ウ <u>上記の計画については、業務実施状況、予見しがたい事情等を勘案し、施設整備を追加又は予定額を変更することがあり得る。</u></p> <p>3 <u>中期目標期間を超える債務負担</u> <u>中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</u></p> <p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p>

(独) 労働者健康福祉機構 第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標(案)・中期計画(案)の新旧対照表

第2期中期目標	第3期中期目標(案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)
<p>労災リハビリテーション工学センターについては、せき損患者に対する日常生活支援機器の研究開発機能を、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの各工学部門に移管した上で、廃止すること。</p>	(削除)	(1) 労災リハビリテーション工学センターについては、せき損患者に対する日常生活支援機器の研究開発機能を、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの各工学部門に移管した上で、平成21年度末までに廃止する。	(削除)
<p>また、海外勤務健康管理センターについては、利用状況や同様の業務が他の実施主体により実施されていること等を踏まえ、廃止すること。</p>	(削除)	(2) 海外勤務健康管理センターについては、平成21年度末までに廃止する。	(削除)
<p>2 労災リハビリテーション作業所の縮小・廃止</p> <p>労災リハビリテーション作業所については、新規入所者数の減少、在所者の長期滞留化・高齢化が進んでおり、社会復帰までの通過型施設としての機能の発揮が困難になっていることから、国の関連施策と連携し、在所者の退所先の確保を図りつつ、縮小・廃止すること。</p>	<p>1 労災リハビリテーション作業所の完全廃止</p> <p>在所者の退所先の確保を図りつつ、施設(※)の廃止に取り組み、平成27年度末までに全施設を廃止すること。 ※ 平成25年度末までに2施設を廃止し、1施設となる予定。</p>	<p>2 労災リハビリテーション作業所の縮小・廃止</p> <p>労災リハビリテーション作業所については、在所年齢の上限の徹底等を図るとともに、国の関連施策と連携し、在所者の意向の把握、退所先の確保を図りつつ、縮小・廃止する。</p>	<p>1 労災リハビリテーション作業所の完全廃止</p> <p>在所者の退所先の確保を図りつつ、施設(※)の廃止に取り組み、平成27年度末までに全施設を廃止すること。 ※ 平成25年度末までに2施設を廃止し、1施設となる予定。</p>
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>II 各業務において取り組むべき事項</p> <p>3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等</p> <p>(2) 労災リハビリテーション作業所の運営</p> <p>労災リハビリテーション作業所については、入所者の自立更生の援助という目的に応じた、より効果的な運営を行うとともに、入所者個々の状況に応じた適切な生活・健康管理の下で軽作業に従事させることにより自立能力の確立を図りつつ、カウンセリング、就職指導等を行うことにより、中期目標期間中の社会復帰率を30%以上(※)とすること。 (※参考：平成19年度実績 30.4%)</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>II 各業務において取り組むべき事項</p> <p>3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等</p> <p>(2) 労災リハビリテーション作業所の運営</p> <p>ア 各人に適性に応じた社会復帰プログラムの作成や就職指導等により自立能力を早期に確立し、中期目標期間中の社会復帰率を30%以上にする。</p> <p>イ 都道府県労働局等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援する。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>II 各業務において取り組むべき事項</p> <p>3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等</p> <p>(2) 労災リハビリテーション作業所の運営</p> <p>ア 各人に適性に応じた社会復帰プログラムの作成や就職指導等により自立能力を早期に確立し、中期目標期間中の社会復帰率を30%以上にする。</p> <p>イ 都道府県労働局等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援する。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>II 各業務において取り組むべき事項</p> <p>3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等</p> <p>(2) 労災リハビリテーション作業所の運営</p> <p>ア 各人に適性に応じた社会復帰プログラムの作成や就職指導等により自立能力を早期に確立し、中期目標期間中の社会復帰率を30%以上にする。</p> <p>イ 都道府県労働局等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援する。</p>
(新規)	<p>2 内部統制の充実・強化</p> <p>内部統制については、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として厚生労働省独立行政法人評価委員会等に通知された事項を参</p>	(新規)	<p>2 内部統制の充実・強化</p> <p>内部統制については、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として厚生労働省独立行政法人評価委員会等に通知された事</p>

(独) 労働者健康福祉機構 第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標(案)・中期計画(案)の新旧対照表

第2期中期目標	第3期中期目標(案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)
	<p><u>考に更に充実・強化を図ること。</u></p> <p>3 <u>決算検査報告指摘事項への対応</u> 「平成24年度決算検査報告」(平成25年11月7日会計検査院)の指摘も踏まえた見直しを行うこと。</p> <p>4 <u>適切な情報セキュリティ対策の推進</u> 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p> <p>5 <u>既往の閣議決定等の着実な実施</u> 既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。</p>		<p>項を踏まえ、業務の有効性及び効率化、法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性の4つの目的に資するための充実・強化を図る。</p> <p>3 <u>決算検査報告指摘事項への対応</u> 「平成24年度決算検査報告」(平成25年11月7日会計検査院)の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。</p> <p>4 <u>適切な情報セキュリティ対策の推進</u> 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p> <p>5 <u>既往の閣議決定等の着実な実施</u> 既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。</p>
<p>別紙</p> <p>労災疾病等に係る研究開発分野</p> <p>① 四肢切断、骨折等の職業性外傷</p> <p>② せき髄損傷</p> <p>③ 騒音、電磁波等による感覚器障害</p> <p>④ 高・低温、気圧、放射線等の物理的因子による疾患</p> <p>⑤ 身体への過度の負担による筋・骨格系疾患</p> <p>⑥ 振動障害</p> <p>⑦ 化学物質の曝露による産業中毒</p> <p>⑧ 粉じん等による呼吸器疾患</p> <p>⑨ 業務の過重負荷による脳・心臓疾患(過労死)</p> <p>⑩ 勤労者のメンタルヘルス</p> <p>⑪ 働く女性のためのメディカル・ケア</p> <p>⑫ 職場復帰のためのリハビリテーション及び勤労者の罹患率の高い疾病の治療と職業の両立支援</p> <p>⑬ アスベスト関連疾患</p>		<p>(別紙1～5)(略)</p>	<p>(別紙1～4)(略)</p>